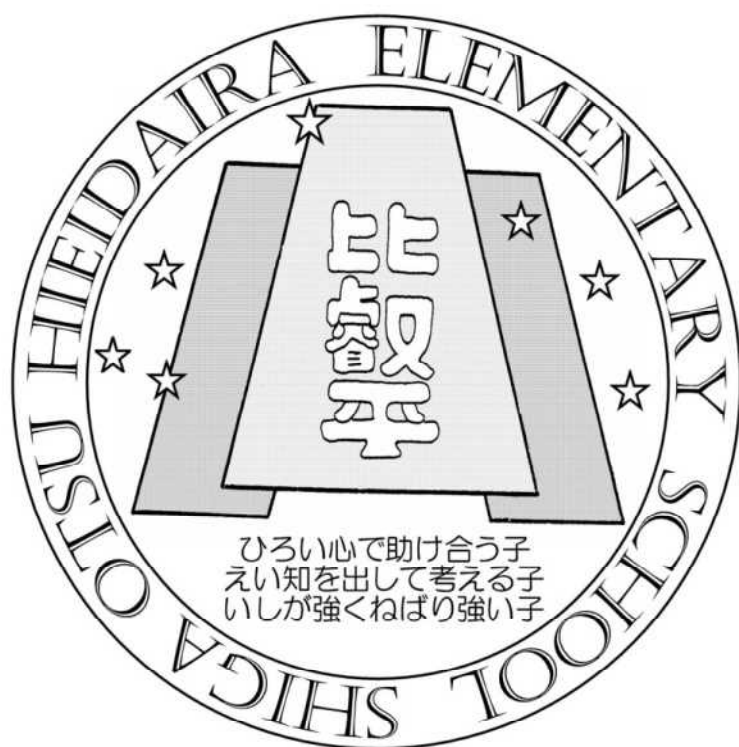


平成29年度
いじめ防止基本方針



大津市立比叡平小学校

はじめに

「児童一人ひとりが、それぞれ大切な人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長する」ことを、学校・家庭・地域を含めたみんなが願っています。そこで、本校では、教育目標に「よく学び、心豊かにたくましく活動する子ども」を掲げ、「**く**ろい心で助け合う子・**え**いちを出して考える子・**い**しが強く粘り強い子」の育成を目指し取り組んでいるところです。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含め社会全体における最重要課題となっています。

こうしたいじめから一人でも多くの児童を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「もしもいじめられている児童があれば必ず守り通す」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

本校では、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第3条や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」（平成25年4月1日施行。以下「条例」という。）第2条に規定する「基本理念」に則り、いじめの防止に取り組んでいきます。市教育委員会をはじめ保護者、地域の方々、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処すべく、次のような基本方針で臨みます。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ防止等の対策を進めていく上で、誰もが、「いじめは児童の尊厳を脅かす重大な人権侵害である」との認識を持つことが大切であると考えます。児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長することが、学校・家庭・地域の願いであり、重大な責務でもあります。いじめ防止等のための対策を推進するためには、それらのことを踏まえ、学校・家庭・地域・関係機関が互いに協力しなければなりません。そして、児童が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

また、いじめを受けた児童については、その声に耳を傾け、児童の置かれている状況の気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが大切です。そして、このことを通して、児童自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことも重要であると考えます。

① いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、より良い人間関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取組を進めます。

また、教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ということの意味を理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、児童が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童が人権について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努めます。

加えて、全教職員が高い人権意識を身に付け、児童の自主的・自治的な活動を進め、児童自らがいじめの未然防止に取り組むなどして、すべての児童が安心して生活し、学ぶことができる学級・学校づくりを推進します。

については、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

(1) 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	いじめ未然防止のために児童会の委員会が主体となって、あいさつ運動や標語づくり等の啓発活動の取組を実施する。
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	各学級にクラス向上委員会を設置し、児童が中心となって支持的な楽しい学級づくりが行われるよう教員が支援し、取組を進める。

(2) 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	相手の立場を考え、思いやりの心を育てる道徳教育に取り組み、朝読書を中心に、読書を通じて感性を磨き、想像力を育て、人との関係を豊かにするコミュニケーション能力を高める読書活動を支援する。
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	かけがえのない命の尊さを学ぶ道徳授業を実践し、10月のハッピー週間（いじめ防止啓発月間）には全学年で道徳の授業参観に行く。
c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	学級の仲間がいじめられているときに、どのようにすればよいのか、具体的に考え、行動できる子どもを育てる道徳の授業づくりを進める。
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	人権を守る重要性についての理解を深めるため、大津市いじめ対策推進室の相談調査専門員によるクラスごとの出前授業を実施する。
e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	校内研究を中心に「協働的な学び（学び合い）」の授業改善に力を入れ、学び合いの基礎となる支持的な風土を育てながら、仲間を助け合い、認め合う学級づくりを推進する。
f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	6月と10月を「ハッピー月間」、2月の第3週を「ハッピー週間」として、いじめ防止のポスターの制作、教育相談、生活アンケート等のいじめ未然防止の取組を実施する。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	月に1回の縦割り遊び、学期に1回の縦割りランチ、週に1回の縦割り掃除や縦割りウォークラリー等の縦割り行事を実施する。
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	専門の講師を招いて、情報モラル研修を実施する。

(3) 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	学期に1回、いじめ対策に関する校内全体研修会を実施するとともに、毎週月曜日にいじめ対策委員会を開催する。
b	学校いじめ防止基本方針及びいじめ対策担当教員等の周知	PTAの会議、学校協力者会議等を通じて、学校がいじめ防止基本方針やいじめ対策担当教員についてわかりやすく説明するとともに、学校のホームページに公表し、周知を図る。
c	いじめ事案対応にかかる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	毎週月曜日に開催するいじめ対策委員会で、いじめの疑いのある事案とその他気になる事案について話し合い、課題を抱える児童については共通理解を図り、いじめ対策担当教員が中心となって指導・助言を行い、学校全体で対応していく体制をつくる。

(4) その他（学校独自の取組）

取組目標
毎週月曜日に開催するいじめ対策委員会で、支持的な学級づくりをめざして「比叡平小教員チェックシート」を記入し、教員が自己評価を行う。

②いじめの早期発見

本校では、過去に起こった「いじめ事案」の反省と課題から、全職員が一体となって子どもたちを多面的に捉え、寄り添い、全教員で情報を共有し、組織的に取り組むという基本姿勢を持って対応・指導をしているところです。しかし、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、もともと見つけづらい特性があり、教師が「見よう」とする意識、「聴こう」とする感性を磨いていくことが大切であると考えます。

本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかの疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりせず積極的に認知できるよう努めます。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かは、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、いじめ対策委員会を定期的で開催し、ささいな子どもの変化についても、情報を出し合い全教員で情報を共有し、関わり方についてもその場で共通理解します。そして、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、児童にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、児童が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を築くとともに、学校として、いじめに関するアンケート調査や教育相談などを定期的の実施したり、作文ノート等でのやりとりをしたりしながら、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

加えて、全教職員が高い人権感覚を身に付け、いじめを見逃さない鋭い感性を高めしていくため、校内研修を実施します。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築できるように努めます。

については、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

(1) いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	月に1回の生活アンケートを実施し、早期発見に努める。また、年に1回の保護者アンケートを実施する。
b	いじめ対策担当教員を中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	いじめの疑いのある事案が発生した場合は、教員は直ちにいじめ対策担当教員に報告し、臨時のいじめ対策委員会を開催する。また、毎週月曜日にいじめ対策委員会を開催し、教員が気になる事象について報告し、情報収集を行う。
c	いじめが発生するピーク時の校舎内及び校門等における見守り活動の実施	いじめ対策担当教員、生徒指導主任、管理職等を中心に、教員が休み時間に校内を巡回し、登下校時に校門等での見守り活動を実施する。
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	学期に1回（ハッピー月間、ハッピー週間期間中）、子どもと担任が個別面談を行う。また、担任以外の教員との個別面談も行う。
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	年間6回、家庭訪問と懇談会をもち、保護者と情報交換を行う。また、子どもの様子を通信でお知らせする。
f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	講師を招いて、保護者を対象とした情報モラル研修を実施する。

(2) いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	毎週月曜日にいじめ対策委員会を開催し、いじめに関する事案の内容及び対策を教職員間で共有するとともに、学校としての対応を決定する。
b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	保幼小連絡会、小中連絡会、保幼小中連絡会を定期的実施し、情報共有を行う。

(3) その他（学校独自の取組）

取組目標	
年に1回、いじめの早期発見に関する校内全体研修会を開催する。	

③ いじめへの対処

児童や保護者からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立って対応にあたります。

本校では、いじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階で、いじめを受けた（もしくは受けたと思われる）児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ、「臨時いじめ対策委員会」を開催します。その場で、情報の共有を図るとともに、指導方針等について検討し、直ちに対処します。

この際、いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事情を確認するとともに、必要に応じて専門家と連携し、適切な支援に努めます。「子どもの目線」に立って、子どもの話をしっかり聴き、子どものエンパワーメント（子どもが持っている本来の力を引き出すこと）の視点を大切にします。

また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を早急に行い、緊密な連携を図ります。

加えて、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、心理、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、平素からすべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

(1) いじめへの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	いじめの疑いのある事案が発生した場合は、教員は直ちに臨時のいじめ対策委員会を開催し、事案の確認を行い、指導の方針、支援の内容、役割分担等を決定する。また、事案の解決後も、毎週月曜日にいじめ対策委員会において、被害児童と加害児童へのケア、それぞれの保護者へのケアについて確認する。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	いじめ事案の解決に向けて、以下の対応を進める。 <ul style="list-style-type: none"> 被害児童と加害児童から十分に話を聞き、事案の詳細について確認を行う。 加害児童への指導を行い、加害行為に対して、考え、反省を促し、被害児童は被害児童へ謝罪を行う。 家庭訪問を行い、加害児童と被害児童の保護者に、事案の詳細、指導、謝罪について伝える。 被害児童と加害児童への声かけ、見守りを継続的にを行い、被害児童の不安を取り除く。 被害児童、加害児童の保護者へ定期的に連絡を取る。
c	ネット上のいじめへの対応	ネット上のいじめについては、以下の対応を進める。 <ul style="list-style-type: none"> ネット上のいじめを確認し、その背景や事情について被害児童と加害児童から十分に話を聞き取る。 加害児童に情報モラルに関する指導を行い、被害児童へ謝罪させる。 被害児童、加害児童のそれぞれを家庭訪問し、事案の詳細、指導、謝罪を伝える。 保護者の立ち会いのもと、書き込みの削除を行う。 加害児童が特定できない場合は、プロバイダーやサイト管理者に開示請求を行う。
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	重大ないじめ事案が発生した際は、迅速にアンケートを実施し、個別の面談につなげ、速やかな解決に努める。
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	複数での家庭訪問を行い、情報を確実に伝え、保護者との連携を図る。

(2) その他（学校独自の取組）

取組目標
学校での指導だけでなく、必要に応じて大津市教育相談センターやスクールカウンセラー等の関係機関と連携を図る。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。

その役割等については、以下のとおりとします。

① 役割

ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する。

イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る。

ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う。

エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う。

オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。

カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議(臨時いじめ対策委員会)を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。

キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。

ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う。

ケ) PDCAサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

② 構成員

(定例及びいじめ事案発生時のいじめ対策委員会：個別のいじめ事案の対応等を協議)

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、教務主任、いじめ対策担当教員、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、担任とし、個々の事案に応じて、関係の深い教職員や学校に派遣されているスクールカウンセラーを追加します。

また、事案の性質上、必要に応じて、市教委指導主事の他、心理や福祉の専門家、弁護士、医師等の外部専門家の参加を得ます。

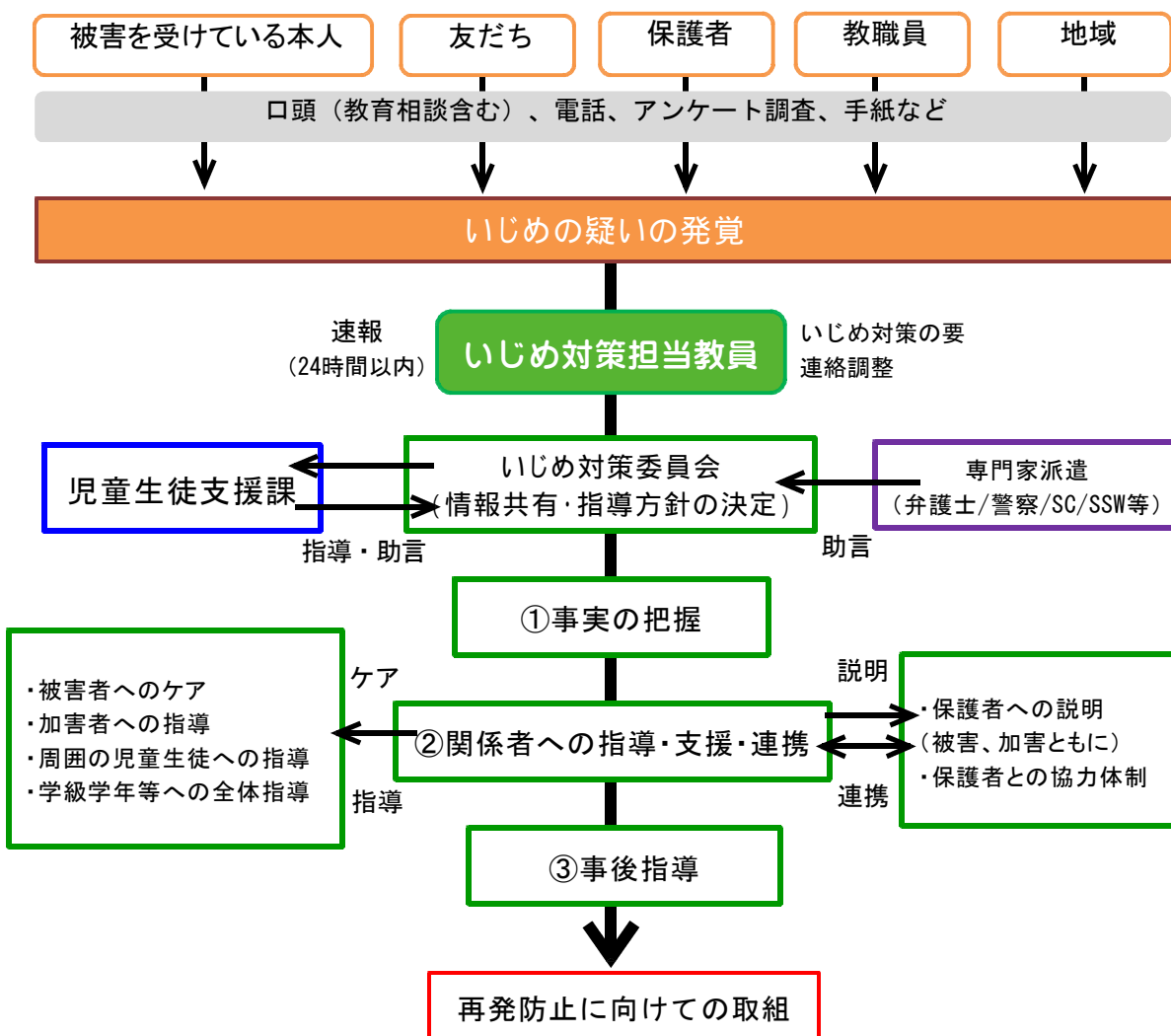
(拡大いじめ対策委員会：学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況)

拡大いじめ対策委員会の構成員は、管理職、教務主任、いじめ対策担当教員、生徒指導主任等の学校教職員の他、自治連合会長、PTA会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

③ 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

④ いじめ事案対応フロー図



3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

① 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況（活動実績）を自己評価します。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

② 基本方針、年間計画の公開

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に児童や保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備考
4	気になる児童の引き継ぎ…① 職員会議<いじめ対策方針・児童理解>…①・②・③ 保護者懇談会<学級経営方針>…④ 児童支援委員会…① いじめアンケートの実施…①・②・③	
5	家庭訪問…② PTA総会…④ 拡大いじめ対策委員会（学校協力者会議）…④ 教育相談週間…①・②・③ いじめアンケートの実施…①・②・③	教員研修
6	ハッピー月間（いじめ防止啓発月間）…①・④ いじめアンケートの実施…①・②・③ クラスマネージメントシートの実施…①・②・③	児童会を中心にした取組の実施
7	保護者懇談会…④ 人権教育に関する研修会…① いじめアンケートの実施…①・②・③	
8	いじめ問題に関する校内研修会…①・②・③・④	教員研修
9	いじめアンケートの実施…①・②・③	
10	ハッピー月間（いじめ防止啓発月間）…①・④ 教育相談…②・③ いじめアンケートの実施…①・②・③ 保護者懇談(個別懇談)…①・④ クラスマネージメントシートの実施…①・②・③	児童会を中心にした取組の実施
11	情報モラル教育に関連した研修…①・②・③・④ いじめアンケートの実施…①・②・③	
12	保護者懇談会…④ いじめアンケートの実施…①・②・③	
1	いじめアンケートの実施…①・②・③	教員研修
2	ハッピー月間…①・④ 教育相談…②・③ 保護者懇談会…④ いじめアンケートの実施…①・②・③ 拡大いじめ対策委員会（学校協力者会議）…④	
3	いじめアンケートの実施…①・②・③ 職員会議 <ふり返りと来年度に向けて>…①・②・③	
年間を通じて	朝のあいさつ運動（①・②・④） いじめ対策委員会（①・②・③）	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④